十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年十月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年四月十五日から平成二十六年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十六年四月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２５年（フ）第５４８号**
仙台市太白区袋原３丁目１番28号
債務者　岡戸芳三郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都　彰浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１７８号**
山形県寒河江市大字高屋2872番地
債務者　今井　敏彦
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第８１号**
福島県須賀川市西川字山寺64番地１　セレクト102号
債務者　斑目祐美子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２５年（フ）第１１３号**
長野県東御市田中178番地２
債務者　高橋　賢次
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩下　智和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第１１５号**
長野県東御市田中178番地２
債務者　高橋　哲也
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩下　智和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第３３２号**
兵庫県揖保郡太子町東南35－１レオパレス太田205号室、住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里840番地
債務者　樽　　孝彰
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３５３号**
兵庫県姫路市広畑区蒲田１丁目90番地ウィズガーデン205、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区構４丁目16番地ロイヤルシャトー手柄南203号
債務者　庄門　　武
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３５４号**
兵庫県姫路市広畑区則直95番地１　エクセラン則直Ⅲ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区構４丁目16番地
債務者　庄門　嵩司
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第４２８号**
兵庫県姫路市東今宿１丁目５番10―603号　ネオハイツ今宿Ａ棟
債務者　守安　紘子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３２０号**
広島市南区皆実町３丁目11番２－１号
債務者　藤原　俊昭
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３７２号**
広島市安佐北区亀山６丁目８番４号、申立時の住所広島市安佐北区可部９丁目33番23号
債務者　内野武次郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　朋矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５０２号**
広島県大竹市御園２丁目５番１の205号
債務者　柴原　豊治
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６６３号**
広島市東区温品４丁目５番21―204号
債務者　新家由津留
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部